

# 西原町にお住まいの妊婦さんへ

平成21年4月1日から、  
妊婦健診の公費負担回数が14回になります。



妊娠中は体が急激に変化する時期です。妊婦さんは安心安全なお産のため、妊婦健康診査を受ける必要があります。妊婦健康診査では、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。妊婦健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

妊婦健康診査は、保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。

西原町では平成21年4月1日から、妊婦健康診査費用の公費負担回数を5回から14回に増やします。

- ◆平成21年3月31日までに西原町で母子手帳交付を受け、引き続き西原町に住所を有する妊婦さんについては、**別途個別通知にてご案内いたします。**（4月1日以降に改めて受診票を発行する予定です）
- ◆他市町村で母子手帳発行を受け、西原町へ転入した妊婦さんは、西原町役場福祉課へご連絡下さい。
- ◆西原町で母子手帳発行を受け、他市町村へ転出した妊婦さんは、転出先の母子保健担当課へお問い合わせ下さい。

●お問合せ先● 西原町役場 福祉課 ☎945-5311（内線126）

## 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。  
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。  
この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。  
就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出て下さい。

### 1.対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

- (1)生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
- (2)生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

### 2.援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※但し、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

### 3.申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請して下さい。

#### 【提出書類】

- ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）

- ②住民票謄本（続柄の記載されているもの）一部
- ③課税証明書（同一世帯者で18歳以上の者全員）
- ④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）
- ⑤委任状・口座振替依頼書

※③の書類については課税基準日が平成20年1月1日となり、その日に別の市町村に在住していた方は該当市町村にて③の書類を揃えて下さい。  
なお、同居者のある場合、その方の書類も必要になります

【受付期間】……平成21年4月27日(月)～5月22日(金)

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については1月末日まで。

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意下さい。

【提出先】……就学先の小・中学校

◇問い合わせ先◇ 各小・中学校または教育委員会学校教育課 ☎945-5039（内線512） FAX 945-6770

# 年金についてのお知らせ

## 平成21年度 学生納付特例 受付始まっています♪



学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内は納付（追納）ができる学生納付特例制度があります。学生納付特例期間が認められた期間は、老齢基礎年金額を受給する時には計算されませんが、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格は得られます。

**対象者** 大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校（夜間、通信過程含む）および各種学校の学生

**持ってくる物** 年金手帳・印鑑・学生証（コピー可）又は在学証明書  
※代理の場合、委任状（同一世帯でない場合）、身分証明書（免許証、健康保険証等）も必要

※平成21年2月20日までに平成20年度学生納付特例の承認を得た方で、翌年度以降も学生の方は、社会保険庁より3月下旬に申請書（ハガキ形式）が送付されます。届いた方は氏名等を記載し、沖縄社会保険事務局センターに返送するだけで翌年度の申請となりますので、忘れずに返送してください。

20年度の学生納付特例（H20.4～H21.3）の受付期限は平成21年4月30日までです。

## 国民年金保険料 前納（現金払い）がお得!

平成21年度国民年金保険料は 年間175,920円（月額14,660円）です。  
前納（現金払い）をご利用いただくと割引があります。

### 1年分前納

年間 175,920円 ⇨ **172,800円**（年間割引 3,120円）

### 6か月分前納

年間 175,920円 ⇨ **174,500円**（年間割引 710円×2=1,420円）

※4月上旬に送付される「納付書」に前納納付書も綴られています。ご利用される方は、その納付書を使って金融機関等で納めてください。



お問い合わせ 西原町役場 福祉課 ☎945-5311（内線123） FAX 944-6551